

事務連絡
令和4年1月5日

教育訓練指定講座を
運営する教育訓練施設の長 殿

厚生労働省人材開発統括官
若年者・キャリア形成支援担当参事官室

教育訓練講座の適正実施について（周知）

日頃より、教育訓練講座の運営に御尽力いただき感謝申し上げます。

教育訓練給付制度は、雇用保険を原資に一定の要件を満たす受講者に対し、受講費用の一定割合を給付する制度であり、制度利用に当たっては、受給者（受講者）、講座運営者共に制度の適正実施が求められているところです。

制度の適正実施に当たり、講座運営者の皆様に対しては、教育訓練施設向けパンフレットや厚生労働省 HP 上の Q & A 等により、講座運営に係る留意点等をお伝えしているところです。

ただし、お伝えしている留意点等の一部について、個別に当省及び指定申請先の中央職業能力開発協会宛てに多数の講座運営者から問合せをいただいているところです。

そのため、皆様からの問合せが多い下記の2項目について、今般、改めて周知させていただきますので、この機会に再度、講座運営状況を御確認いただき、必要に応じ実施体制を見直していただくとともに、引き続きの適正実施をお願いいたします。

記

- ・ 受講者の要件等について
 - ・ 受講費用について
- ※詳細は別添参照

問合せ先

厚生労働省人材開発統括官
若年者・キャリア形成支援担当参事官室
中長期的キャリア形成支援係
電話 03-5253-1111（内線 5398・5390）

教育訓練施設向けパンフレット（専門実践教育訓練）関係部分抜粋

（受講者の要件等について）

六 当該教育訓練の受講に関し、広く労働者一般を対象としたものであり、受講者の年齢、性別等に係る不合理な制限を設けているものではなく、かつ、教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別するものでないこと。

【留意点】

- ① 法令等に基づかず特定の年齢や性別に限定した講座や、一企業内の職業訓練の一環として自社内の社員のみを対象とする講座や、特定の会員のみを受講者を限定する講座は指定の対象とはなりません。
- ② 特定の団体所属者等に限定せず広く労働者一般に対して講座募集の広報を行っていることが必要です。
- ③ 専門実践教育訓練給付金の対象となる者のみを対象とした教育訓練や、専門実践教育訓練給付金の対象となる者とそれ以外の者を区別した教育訓練は、指定されない又は指定の取消し等となります。

（受講費用について）

七 教育訓練の受講に係る費用が、次のいずれにも該当するものであること。

- イ 当該教育訓練に係る入学料及び受講料（雇用保険法第六十条の二第四項に規定する費用をいう。以下「教育訓練経費」という。）の合計額が二万五円以上であること。
- ロ 当該教育訓練に係る教育訓練経費その他受講者の納入すべき費用（以下「受講費用」という。）が、当該教育訓練を運営するため必要な範囲内で合理的に算定された額であって、かつ、他の同様の教育訓練に係る受講費用の水準等からみて当該額が適正であると認められるものであること。
- ハ 当該教育訓練に係る受講費用について、教育訓練給付金の支給の対象となる者とそれ以外の者との間で、異なる取扱いをするものではないこと。

【留意点】

- ① 入学料とは、受講開始に際して必要となる入学金や登録料のことです。
- ② 受講料には、受講費や必須の実習費（※）のほかに受講に必要な教科書代や教材費を含みますが、検定試験受験料、補助教材費、パソコン（タブレット端末を含む。以下同じ）、包丁、ハサミ等の講習修了後も利用価値や資産性のある器材費、受講に係る宿泊費、交通費、食事代、保険料、補講料、施設が実施する各種行事参加費、学校等に係る施設維持費等は含まれません。このほか、学校指定制服やカバン等教育訓練で掲げる資格の取得等に必須でないものも受講料には含まれません。

受講料に含む教科書代や教材費は、受講するに当たって全ての受講者が購入するものであり、希望者のみ又は一部の受講者のみ購入するものについては受講料に含まれません。

なお、全ての受講者が購入する必須の教科書や教材であっても、受講者が書店等で直接

購入する場合は、専門実践教育訓練実施者からの領収書が発行できないことから受講料には含まれません。

また、養成課程のうち資格取得に直接つながらない講義（時間）については、当該部分相当の授業料・実習費用等を学則等で定める授業料等から控除して、教育訓練給付金の支給対象経費として申請してください。

(※) 必須の実習費用が学則やパンフレット等に明記されていない場合には、実習費用内訳書（様式任意）を専門様式第3号に添えて提出してください。

- ③ パソコン等器材のレンタル料については、受講料に含まれません。

なお、パソコン等器材の無料レンタルについては、各施設を責任主体とした管理の下で行うことは可能ですが、受講修了後の無償提供及び市場流通価格に比して著しく安価で販売することは、受講料の設定に器材費が含まれているかが不明瞭であることに加えて、受講生が講座選択する際に講座内容本位で判断できなくなるおそれがあることから行わないでください。

- ④ 事前事後を問わず、受講者に対して、奨学金、現金等（有価証券等を含む。以下同じ。）を給付することや、パソコン等の物品の付与又は割引販売その他何らかの利益を与えることにより、教育訓練経費について実質的な還元等を行った場合、こうした還元等に係る費用は、専門実践教育訓練給付金の支給の基礎となる教育訓練経費に含まれません。また、当該還付等を証明する「返還金明細書」の発行を怠り、当該還元等に係る費用を含めて専門実践教育訓練給付金の支給を申請・受給した場合には不正受給に該当し、指定の取消し等となります。

- ⑤ ④の還元又は割引等の措置を実施する場合には、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の12第5項第2号及び第6項第1号に規定する書類（当該専門実践教育訓練の受講のために支払った費用の額を証明することができる書類）を発行し、当該還元等に係る額を控除した額を、当該専門実践教育訓練に係る教育訓練経費として当該書類に記載するようにしてください。

- ⑥ 当該教育訓練に係る受講費用については、当該教育訓練を運営するために必要な範囲内で合理的に算定された額であるとともに、当該教育訓練の内容や他の同様の教育訓練（訓練期間、目標資格等）に係る受講費用の水準等からみても、適正な額であると判断されるものであることが必要です。このため、講座指定の希望に当たっては、受講費用の内訳などを明らかにした書類の提出が必要になります。なお、教材、受講期間・時間、その他当該教育訓練の内容や他の同様の目標資格に係る教育訓練における受講費用の水準等を総合的に勘案し、高額な受講料であると判断されるもの等については、指定されません。

- ⑦ 当該教育訓練の受講費用の設定について、専門実践教育訓練給付金の対象者とそれ以外の者において異なる取扱いをする教育訓練は指定されない又は指定の取消し等となります。